

業 務 委 託 台 帳

1. 契約状況

業務番号	第 87 号	業 務 名	平成 31 年度固定資産に係る標準宅地の時点修正業務				
委託業者		業 務 場 所	野辺地町内				
株式会社 鑑定ありすと	執 行 方 法	随意契約	指名業者	—	入札回数	1 回	
		当 初		変更契約			
	設計額・予算額	1, 440, 000 円			円		
	予 定 価 格	1, 439, 856 円			—		
業務概要		入札年月日	平成 30 年 6 月 25 日		—		
固定資産税土地評価 に係る時点修正率を 把握するため標準宅 地の不動産鑑定評価 を実施する。(101 地 点)	契約年月日	平成 30 年 6 月 29 日		年 月 日			
	契 約 総 額	1, 393, 200 円		円 (増減額 円)			
	履行期限等	平成 30 年 8 月 16 日		年 月 日			
	着手年月日	平成 30 年 7 月 2 日		—			
	完了年月日	平成 30 年 8 月 15 日		—			
	検査年月日	平成 30 年 8 月 15 日		—			
	引渡年月日	平成 30 年 8 月 15 日		—			
(契約変更の理由)							

2. 支払状況

区 分	支払金額	支払累計額	支払日	検査日	検査員職氏名
前 金 払	円	円			
中間前金払	円	円			
部 分 払	円	円			
完 成 払	円	円			

3. 指名（見積）業者

	業 者 名
1	株式会社 鑑定ありすと
2	
3	
随意契約の場合、 その理由及び 業者選定理由	①当町の固定資産税土地鑑定評価について株式会社鑑定ありすとが過去5年以上に渡り業務を行い、滞りなく業務を遂行しており、当町の土地鑑定等において精通している。路線価付設に伴う標準宅地の見直し等もあり、標準宅地選定根拠や価格要因等の整合性を保つ必要があり、他鑑定士が本業務を行うことになると、町からの指示事項等、多大な時間を要することが想定される。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による)

(担当課：税務課 担当者：鳴海 秀一)